

日光市

地立
正化
計画

令和2年4月 事前周知
令和3年4月 適用
(令和8年3月 改訂)

日光市



《 も く じ 》

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・目的等…………… 1
2. 都市課題の整理…………… 6

第2章 計画の基本方針

1. 基本理念……………12
2. 基本方針……………13
3. 将来都市構造……………15
4. 誘導区域人口の目標値……………21

第3章 都市機能誘導に関する事項

1. 都市機能誘導の方針……………23
2. 都市機能誘導区域……………28
3. 誘導施設……………33
4. 都市機能に関する誘導施策……………39

第4章 居住誘導に関する事項

1. 居住誘導の方針……………47
2. 居住誘導区域……………50
3. 居住に関する誘導施策……………56

第5章 日光市独自区域に関する事項

1. 藤原拠点区域の方針……………60
2. 生活拠点区域の方針……………63

第6章 防災指針に関する事項

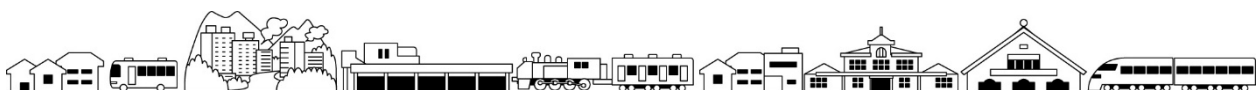
1. 防災指針の目的等……………67
2. 災害リスクの分析……………68
3. 防災指針……………95

第7章 計画の推進に関する事項

1. 届出等……………98
2. 計画の評価…………… 101
3. 推進体制…………… 103

参考資料

1. 策定経緯等…………… 104
2. 日光市の現状・誘導区域図等… 112
3. 計画評価指標について…………… 135
4. 届出様式…………… 144



第1章 計画の策定にあたって

計画の基本的事項及び課題を整理します。

1. 計画策定の趣旨・目的等
2. 都市課題の整理



1 計画策定の趣旨・目的等

(1) 計画策定の背景

国は、急激な人口減少と少子高齢化を背景として、誰もが安心して快適な生活環境を実現できる持続可能な都市づくりのため、都市再生特別措置法に基づき「立地適正化計画」を制度化しました。この制度により、従来の拡大型の都市構造から集約型の都市構造、いわゆるコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しています。

こうした中、「第2次日光市都市計画マスタープラン」(以下、「都市マス」という。)においてもコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を掲げ、コンパクトなまちづくりの実現を目指しております。

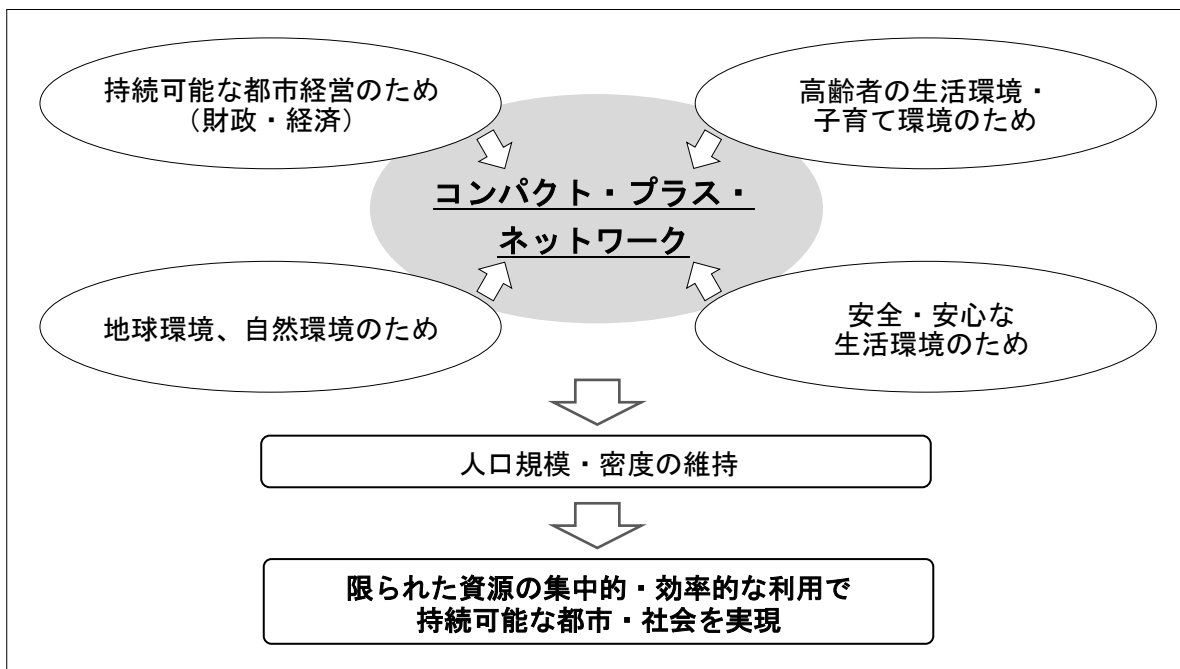
この目標達成のため、市街地における都市機能の維持と人口の確保等に向けた基本方針及び具体的な方策等を示す立地適正化計画を策定します。

(2) 計画の目的

「日光市立地適正化計画」では、都市全体の持続的なまちづくりのため、市街地における都市機能や人口の維持に向けた施策を位置付けることを目的とします。

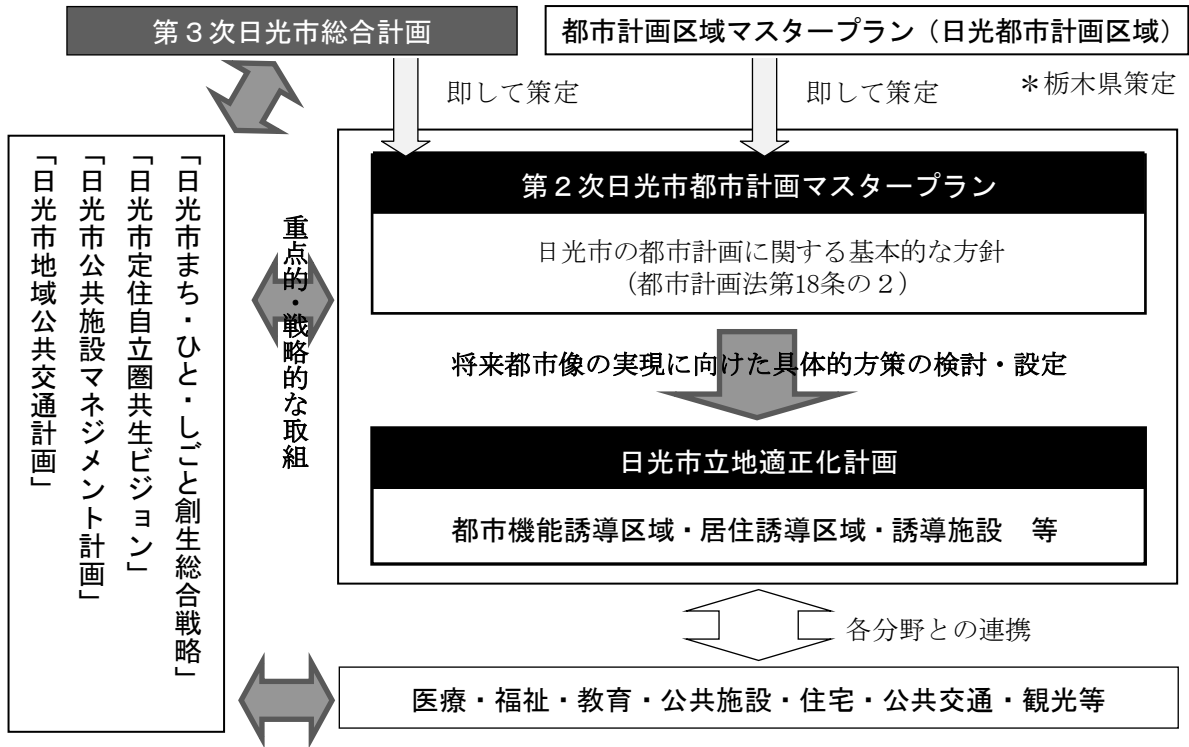
【コンパクトシティについて】

国土交通省「都市再生特別措置法について」に基づき作成



(3) 計画の位置付け

日光市立地適正化計画は、総合計画に即して、「日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）などの関連計画との連携を図り、関係施策との整合性や相乗効果等を踏まえ、総合的に検討を行う包括的な計画であることから、都市マスを具現化するための計画として位置付けます。



【上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性】 上記各計画における内容を抜粋・整理

- ・コンパクトなまちとそのネットワークによる都市づくり
- ・定住促進に向けた暮らしやすいまちづくり（定住の場、働く場）
- ・地域の強み、魅力を活かしたまちづくり（観光、地域特性、交流）
- ・持続可能なまち（定住人口、環境、若い世代の流出抑制 等）

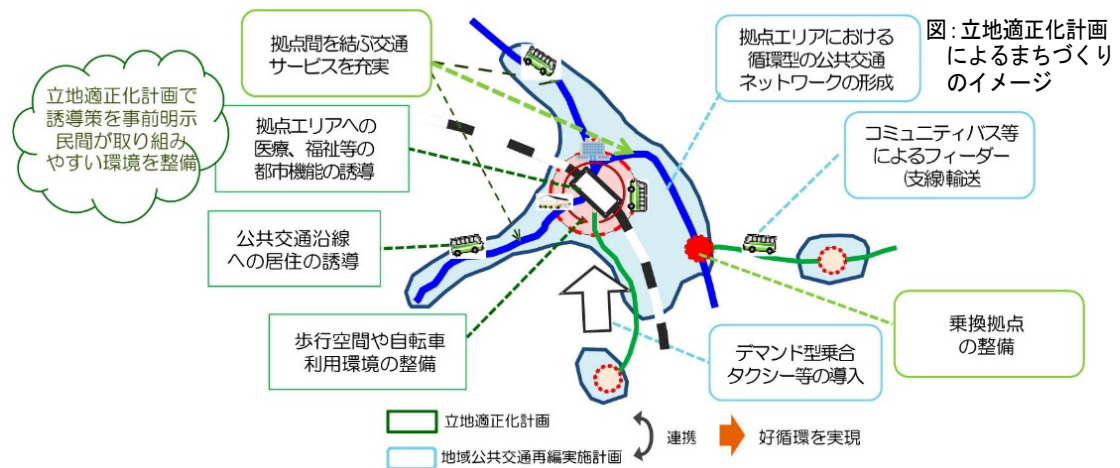
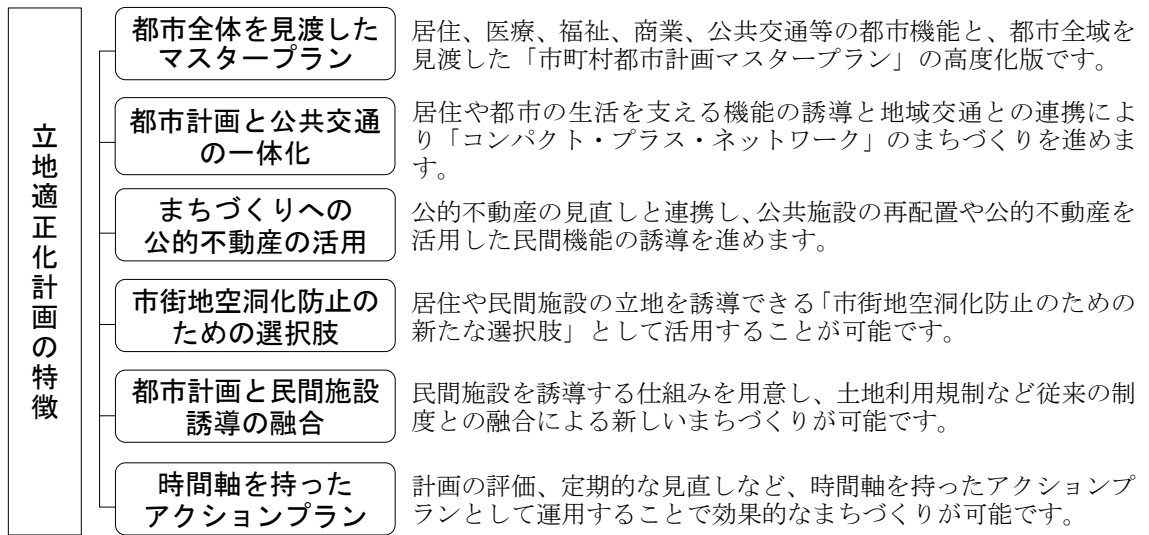
(4) 立地適正化計画制度の内容

立地適正化計画は「都市再生特別措置法」に基づき市町村が策定する計画で、次のような制度内容となっています。

【立地適正化計画制度について】(国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」を参考に作成)

・コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けては、都市機能や居住機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等の都市政策に関わる様々な関係施策と連携を図り、総合的に検討することが必要です。

・これらを踏まえ、都市計画法に基づいた従来の土地利用の計画に加えて、立地適正化計画によるコンパクトシティ形成に向けた取組の推進を目指します。



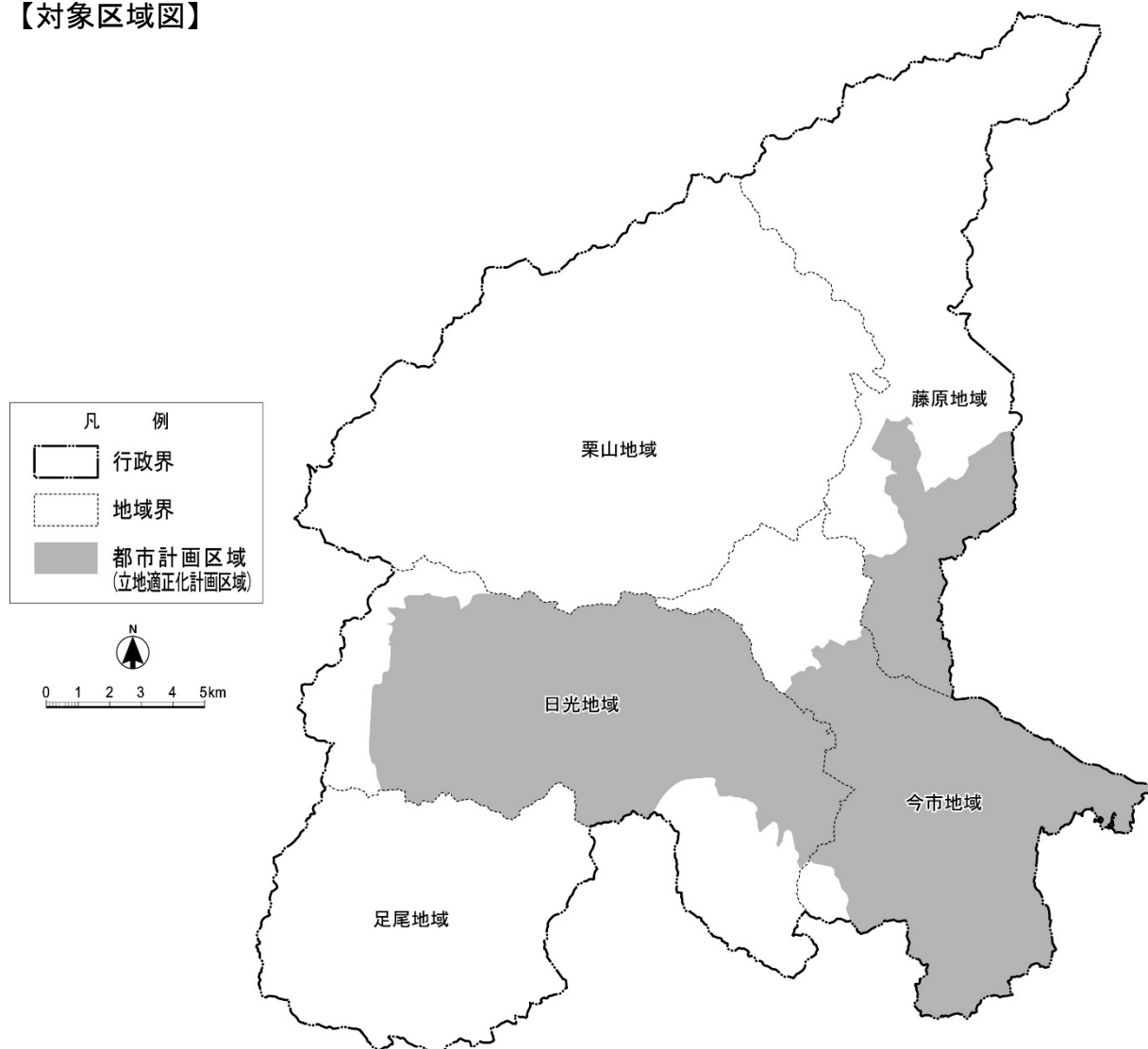
《立地適正化計画で定める事項》

- ・立地適正化計画の区域
 - ・立地の適正化に関する基本的な方針
 - ・都市機能誘導区域・居住誘導区域（市町村が講じる施策を含む）
 - ・誘導施設（誘導施設の立地を図るための事業等を含む）
 - ・防災指針
 - ・施策・事業等に基づく取組の推進に関する事項
- *その他、上記に係る支援措置・税制措置

(5) 計画の対象区域

都市計画区域を対象に「立地適正化計画区域」を設定します。（都市再生特別措置法第81条第1項の規定）

【対象区域図】



(6) 計画期間

計画期間：令和3（2021）年度から令和22（2040）年度（20年間）

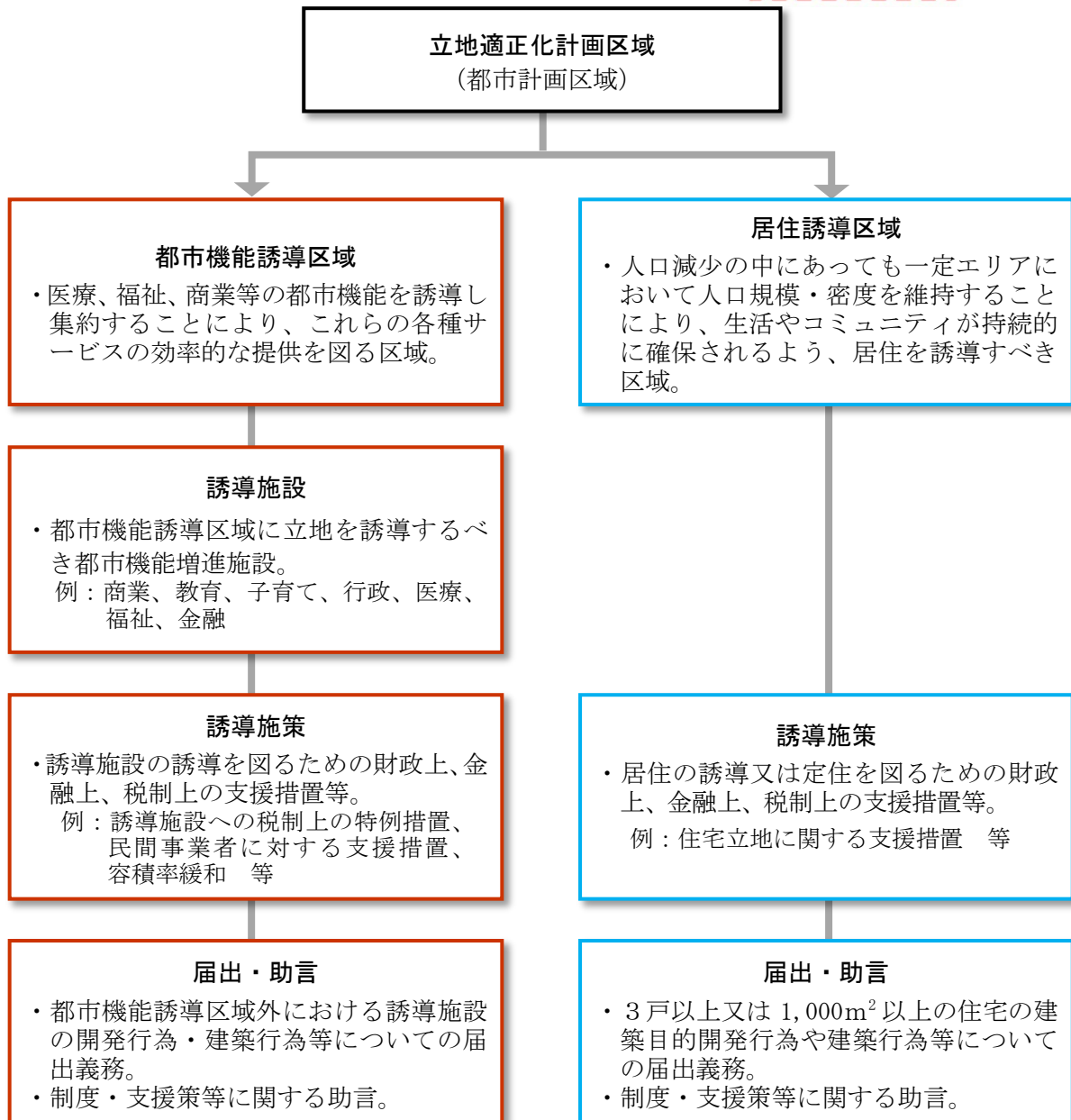
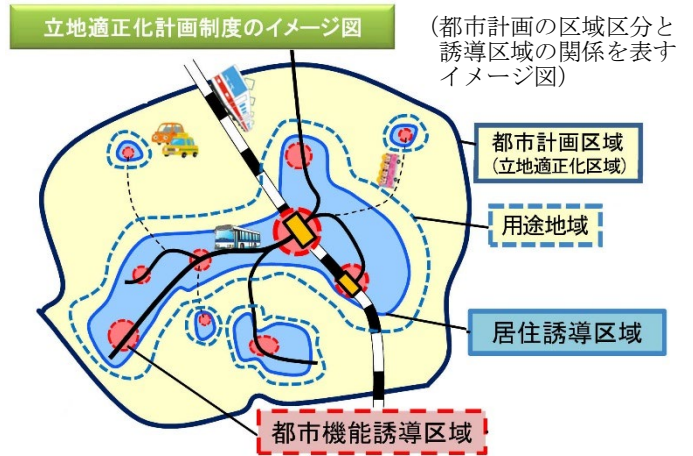
(7) 計画の構成

- ・立地適正化計画に定める内容とその関係

立地適正化計画は「都市機能誘導区域に関するもの」と「居住誘導区域に関するもの」の2つに大別されます。

両者は、右図のように、エリアとしては包括関係にあります。

また、それぞれの誘導区域ごとに定める内容についての関係を示すと下図のようになります。



(1) 現状を踏まえた計画課題の整理

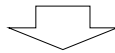
① 人口減少・少子高齢化の進行

人口の現状は、平成7年をピークに総人口が減少傾向にあり、年齢別構成においても高齢化率が令和2年で36.2%と「超高齢社会」となっており、生産年齢人口、年少人口割合の減少も歯止めがかからず、少子高齢化がますます進むことが懸念されます。

さらには、死亡数が出生数を上回る「自然減」に加え、転出者が転入者を上回る「社会減」の状況も続いています。

人口分布では、主に用途地域や、用途地域以外の鉄道駅周辺に人口集積が見られます。

人口減少抑制や定住促進に向けた政策的な取組を進めながら、市街地へのさらなる人口集積に向けた方策を検討する必要があります。



【課題】人口減少・少子高齢社会への対応

②-1 効率的な社会資本の維持・管理・整備・更新等

社会資本（インフラ）については、人口減少に伴う税収の減少と社会保障費の増加により、その維持・管理費用を確保できないことが全国的な課題となっており、本市においても、人口減少による税収減の中、扶助費や老朽化施設の更新費用の負担が増加している現状となっています。

公共施設については、施設効果の最適化や中長期的視点による資産管理、適正配置等の取組を進めており、都市マスにおいても、持続的な行財政基盤となる都市基盤整備を進めています。

これらの取組を踏まえながら、社会資本に係るコスト面からの持続可能なまちづくりに向けた方策を検討する必要があります。

②-2 市街地の人口規模・密度等の維持

人口密度の分布状況を見ると、用途地域と、用途地域以外の駅周辺に密度が高い部分が見られますが、市全体としては人口密度の薄い部分が広がっている状況です。

年齢別では、今市地域及び日光地域の市街地において年少人口や生産年齢人口が集積する一方で高齢者単身世帯の集積が多く、将来的に空き家の増加が懸念されます。

都市マスにおいては、市街地を都市構造上の拠点として位置付け、公益施設・商業・居住等の機能の充実を目指しています。

市街地においては、観光客（交流人口）拡大により多くの人が訪れることで活力やにぎわいづくり等の効果が期待されます。

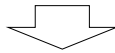
これらのことから、市街地における人口規模・密度や生活サービスを支える機能を維持するとともに、市街地のにぎわい・活力の維持という視点による検討が必要です。

②-3 地域コミュニティの維持

人口の減少とともに高齢者単身世帯の増加が予想され、年少人口の密度が低いため地域コミュニティが形成されにくく、伝統や文化の継承、土地の維持管理の後継者不足などが懸念されます。

人口減少・少子高齢化が地域の経済、コミュニティ、生活環境、財政運営、防災に与える影響を踏まえた政策的な取組を進めています。

これらを踏まえ、本計画においては、地域のコミュニティ・伝統・文化や人口規模・密度の維持に向けた方策を検討する必要があります。



【課題】 社会資本・人口・コミュニティの維持

③-1 暮らしやすい定住環境を支える都市機能の確保

本市の都市計画では市域の約33%を都市計画区域に指定し、用途地域や都市施設を定めています。用途地域内の遊休地や、用途地域以外での無秩序な市街化が見られることなどが問題となっています。

こうした問題を踏まえ、都市マスにおいては用途地域を中心に計画的な土地利用や基盤整備等の検討を進めています。

本計画においては、現状の都市機能を維持し、市街地周辺に分散している都市機能を市街地内に維持できるような誘導方策を検討する必要があります。

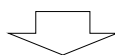
③-2 移動しやすいネットワーク環境の確保

公共交通の利用について、幹線道路や鉄道駅周辺においては利便性が高い状況ですが、少し離れると人口密度が高くても利便性が低いエリアが見られます。

今後、さらなる高齢化が進む中では、高齢者をはじめ交通弱者の移動手段である公共交通がますます重要になります。

しかし、このまま人口の減少とともに公共交通の利用者も減少すると、公共交通が維持できなくなります。

日光市地域公共交通計画においては、公共交通の運行支援・収支改善、公共交通ネットワークの維持・向上、地域内交通の導入促進、公共交通の需要喚起に向けた取組を進めており、本計画においても移動しやすい公共交通ネットワークの軸として整合を図っていく必要があります。



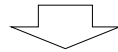
【課題】 生活利便性とネットワークの確保

④ 地形的条件等による災害ハザードエリアに対するリスクの低減・回避

本市においては、地形的条件から土砂災害警戒区域等の指定が多く、大谷川や鬼怒川等の沿川では洪水浸水想定区域が指定されている状況です。

人口や集落が低密度で分散している中では、生活に必要な居住環境に向けた対策が十分に確保できないことが想定されます。

こうした状況を踏まえ、本計画においても土砂災害警戒区域等や洪水浸水想定区域の指定区域に十分配慮し、災害リスクの回避・低減を基本とした防災・減災や安全・安心な居住環境の確保に向けた方策を検討する必要があります。



【課題】安全・安心に暮らせる定住環境づくり

⑤-1 定住を支える拠点の確保

総人口は平成7年をピークに減少しています。なお、平成2年からは用途地域よりも用途地域外の人口の方が多い状況です。(参考資料編 p112 参照)

都市マスの将来都市構造においては、都市拠点として今市拠点、日光拠点、藤原拠点、南原拠点を位置付け、都市施設や商業・居住機能が集積する拠点としてのまちづくりを進めています。

観光面でも、日光地域及び藤原地域の市街地における多くの観光資源を活かしたにぎわい・活力づくりが望まれます。また、今市地域においても、道の駅の開設をきっかけに交流人口が増加していることから、拠点の資源を活かしたにぎわい・活力づくりにつながる誘導方策等の検討が必要です。

⑤-2 都市マスにおける拠点ごとの課題

《今市（都市拠点）》

- ・人口減少・少子高齢化に対応した土地利用の検討、既存インフラの維持・更新、既存ストックの活用検討
- ・公共交通の利便性向上、交通結節点の機能強化、道路ネットワークの形成、観光ピーク時の渋滞対策

《日光（都市拠点）》

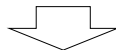
- ・人口集積の維持、公共施設の適正な維持・管理
- ・公共交通（バス・地域内交通）の維持

《藤原（都市拠点）》

- ・観光交流の拠点として多様な交流機能の向上
- ・人口集積を維持するための都市機能の確保

《南原（都市拠点）》

- ・下野大沢駅周辺における既存の住環境の維持
- ・今市（都市拠点）方面と連携する公共交通（バス）の維持、利便性向上



【課題】定住を促進する拠点づくり

(2) 課題のまとめ

課題①：人口減少・少子高齢社会への対応

- ① 人口減少・少子高齢化の進行

課題②：社会資本・人口・コミュニティの維持

- ②-1 効率的な社会資本の維持・管理・整備・更新等
- ②-2 市街地の人口規模・密度等の維持
- ②-3 地域コミュニティの維持

課題③：生活利便性とネットワークの確保

- ③-1 暮らしやすい定住環境を支える都市機能の確保
- ③-2 移動しやすいネットワーク環境の確保

課題④：安全・安心に暮らせる定住環境づくり

- ④ 地形的条件等による災害ハザードエリアに対するリスクの低減・回避

課題⑤：定住を促進する拠点づくり

- ⑤-1 定住を支える拠点の確保
- ⑤-2 都市マスにおける拠点ごとの課題

(3) 本市を取り巻く環境変化

令和8年に都市計画マスタープランが改定され、本市の20年後の将来に向けたまちづくりの施策等について一部が見直されており、本計画においても整合を図る必要があります。

また、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、持続可能な開発目標(SDGs)に資する取組の推進が求められています。

今後も関連計画と連携を図りながら、引き続き計画目標の実現に向けて取組を推進していく必要があります。

① 日光市都市計画マスタープランの改定

日光市では、社会情勢の変化に対応するため、令和8年3月に市全体の新たな将来像や土地利用の方向、地域別のまちづくりの方針を示した「日光市都市計画マスタープラン」を改定しました。都市計画マスタープランでは、市が目指す都市づくりの目標を以下の5つに整理しています。

本計画では、都市計画マスタープランとの連携・整合を図り、市が目指す都市づくりの目標を実現するための具体的な計画として定める必要があります。

■将来の都市像

誰もが楽しく 健やかに暮らす 新しいまち

■市が目指す都市づくりの目標】

- 誰もが便利に暮らせる持続可能な都市
- 人が集まり、にぎわいのある都市
- 誰もが円滑に移動できる都市
- 脱炭素化実現に向けた環境にやさしい都市
- 安全・安心に暮らせる都市

②持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことをスローガンに、先進国も発展途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。

日光市においても、SDGs の 17 の目標に関連付けて、各種取組を推進することで、目標達成に向けて貢献していきます。



第2章 計画の基本方針

課題解消や将来都市構造実現のための基本方針等を整理します。

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 将来都市構造
4. 誘導区域人口の目標値



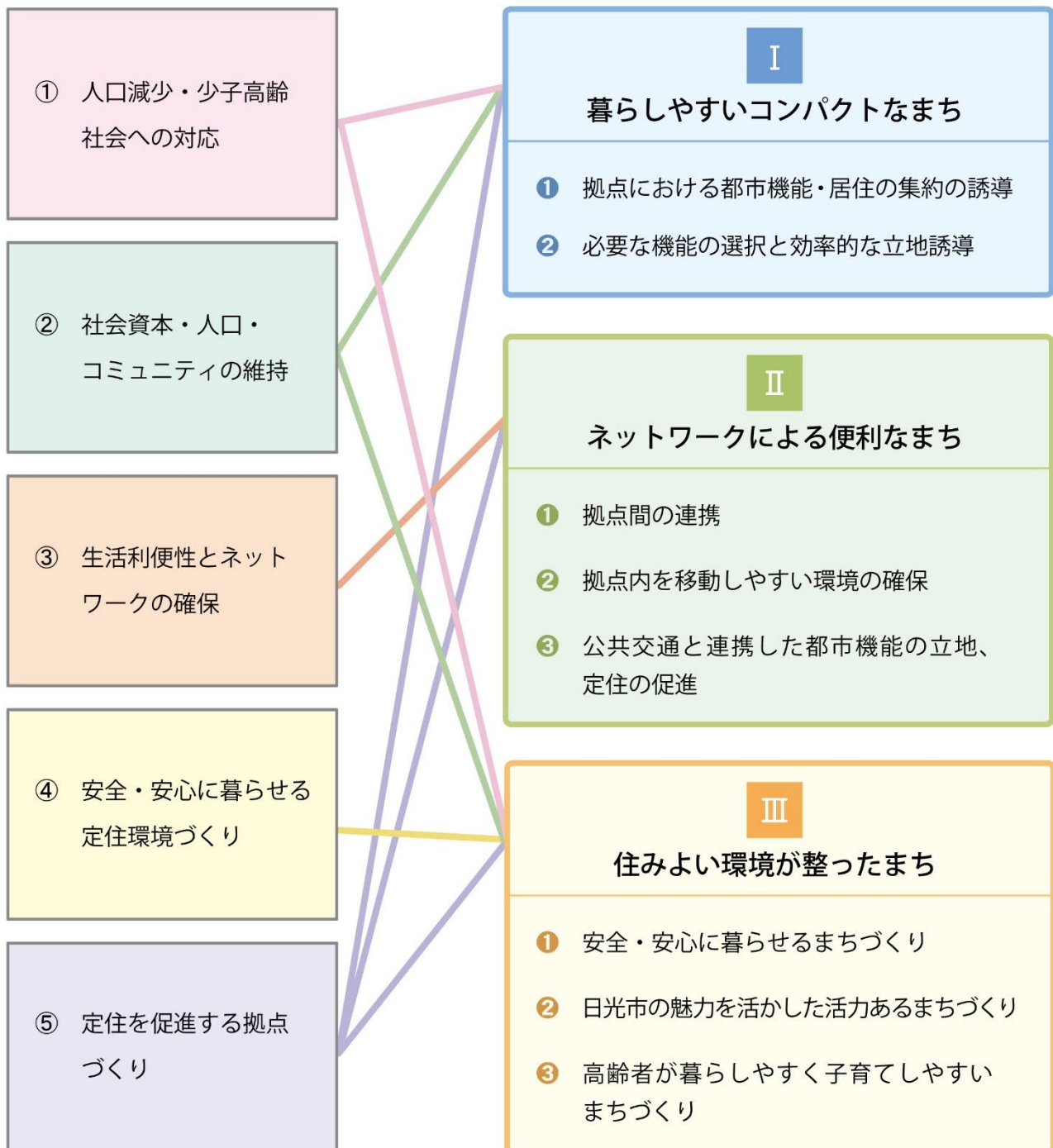
1 基本理念

日光市立地適正化計画における基本理念

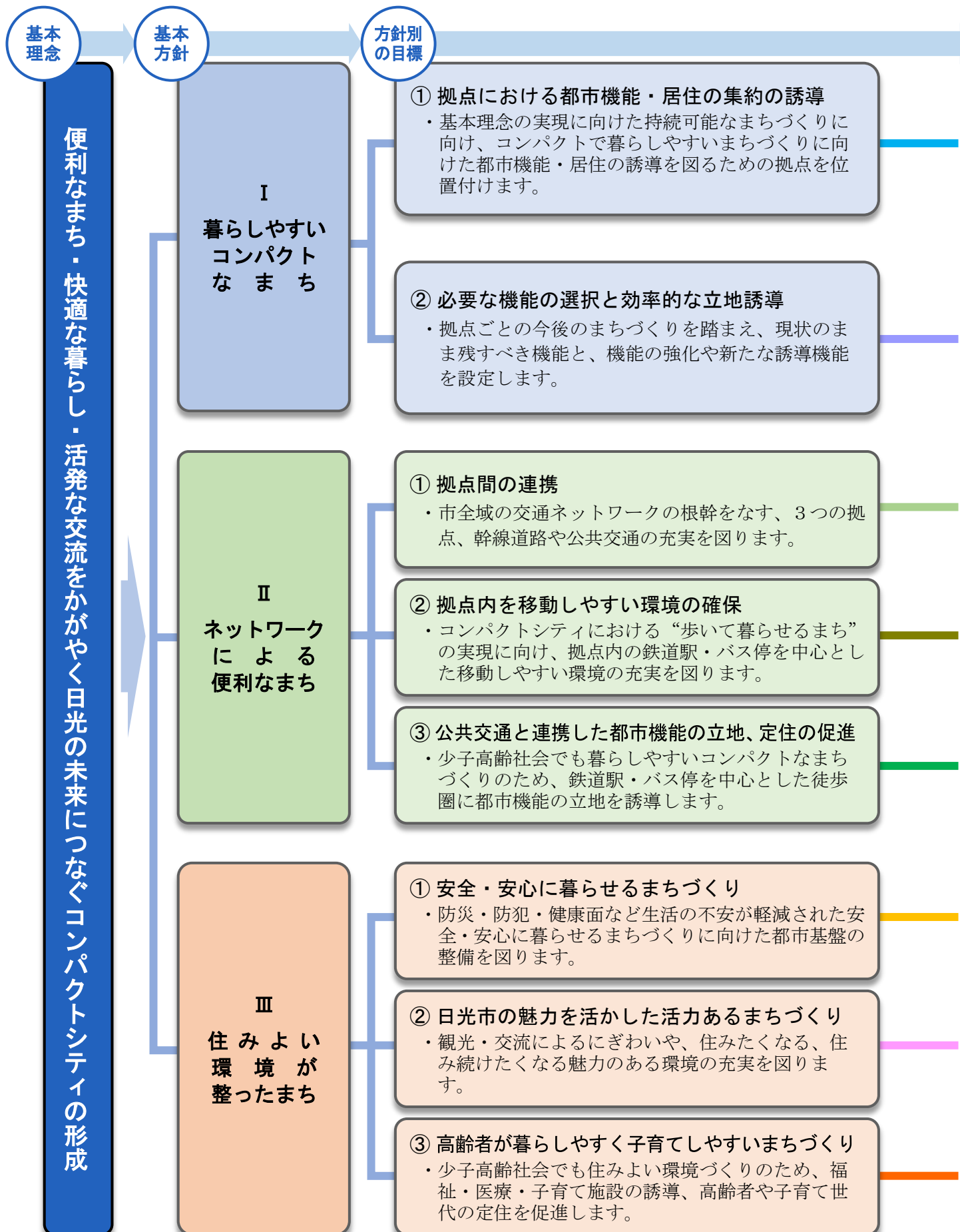
便利なまち・快適な暮らし・活発な交流を
かがやく日光の未来につなぐ
コンパクトシティの形成

－現状を踏まえた課題－

基本方針



2 基本方針



誘導の方針・取組

都市機能誘導の方針

【方針1】拠点における生活サービス機能確保に向けて必要な施設の維持・誘導

- ① 都市機能の誘導
- ② 関連事業等の推進

【方針2】都市機能の利用や生活におけるネットワーク環境の確保

- ① 広域的交通の利便性向上と地域公共交通の維持・向上

【方針3】すべての年齢層が生活しやすく魅力を感じられる都市機能の誘導

- ① 便利な生活環境の形成
- ② 高齢者等の住みよい環境の形成
- ③ 子育てしやすい環境の形成
- ④ 安全・安心に暮らせる環境の形成
- ⑤ 既存ストックの活用促進

居住誘導の方針

【方針1】都市機能や公共交通を利用しやすく便利に暮らせる環境の確保

- ① 歩いて暮らせる生活環境づくり

【方針2】既存インフラ・ストックを活用した安全・快適に暮らせる環境の形成

- ① 居住誘導の基盤となる土地の確保・活用
- ② 空家等の既存ストックの有効活用
- ③ 住みやすく魅力ある都市環境づくり

【方針3】まちづくりやライフサイクルに合わせた時間軸を持った居住誘導

- ① 住み替えや移住を促進する仕組みづくり

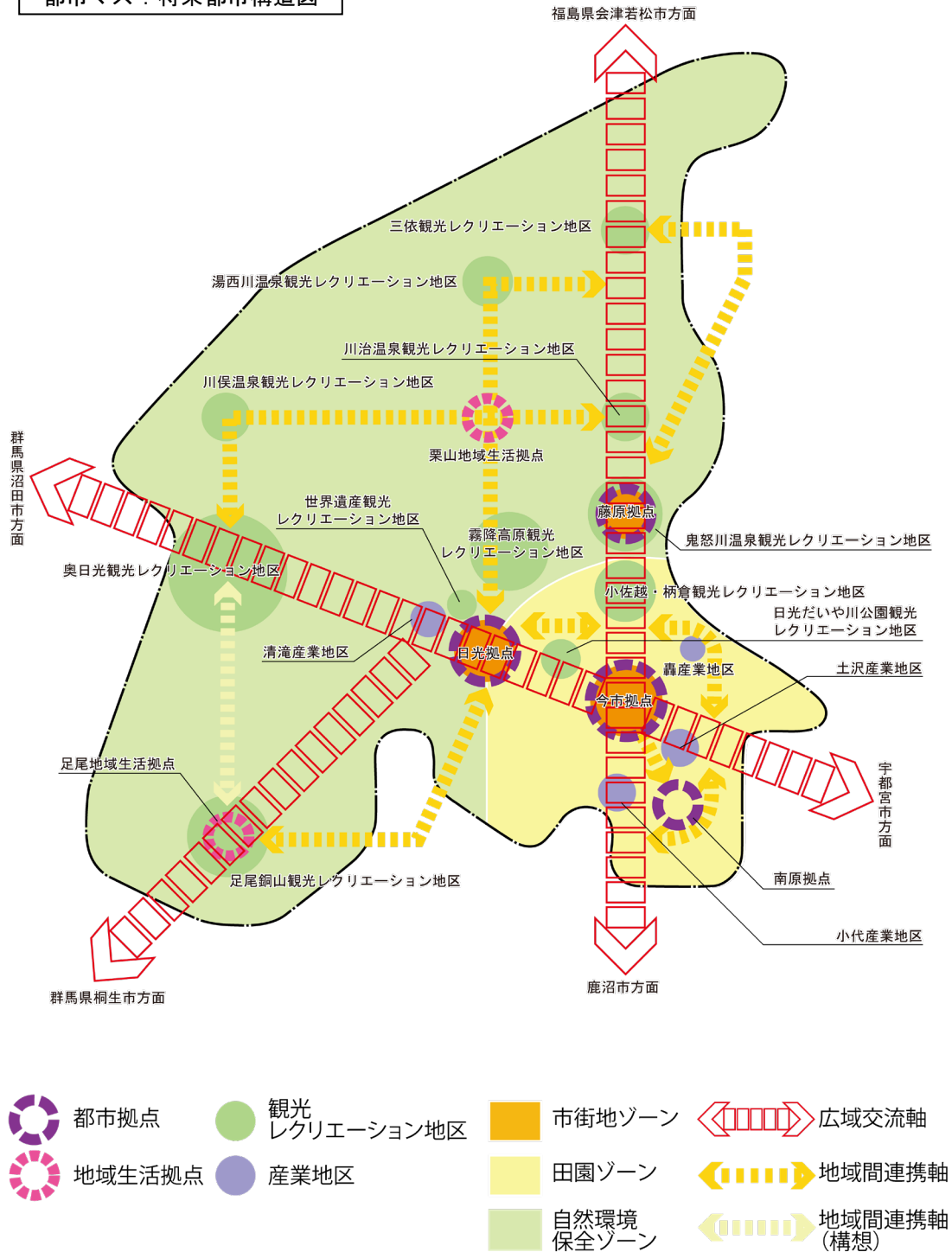
3

将来都市構造

(1) 都市マスにおける将来都市構造

都市マスにおいては、都市計画区域内であり、特に主要な機能が集積している「都市拠点」と、都市計画区域外にあり、周辺住民の生活を支える「地域生活拠点」を位置付けています。また、都市機能や土地利用の在り方、それぞれの配置及び連携のあり方について、下図のような拠点、地区、ゾーン、軸で表現しています。

都市マス：将来都市構造図



都市マスにおける「拠点・地区・ゾーン・軸」の位置付けやまちづくり方針を以下に整理します。

① 都市マスにおける「都市拠点」

今市拠点

交通が集中する本市の玄関口（ゲートタウン）であるとともに、高次の公共・公益施設に加え、交流機能・商業・業務・観光・居住空間を確保する本市の要となる拠点。

日光拠点

日光市街地の商業系用途地域及びその周辺は門前町としての都市構造を活かし、参道を軸とした観光・商業・業務・居住空間を確保し、回遊空間として魅力ある街並みの形成を図る拠点。

藤原拠点

藤原市街地の用途地域及びその周辺は、渓谷と温泉などの観光資源を活かした観光・商業・居住空間を確保し、回遊空間として魅力ある街並みの形成を図る拠点。

南原拠点

J R 下野大沢駅周辺の地区は、現在の住環境を維持しつつ、今市拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点。

② 都市マスにおける地域生活拠点

足尾地域生活拠点

足尾庁舎周辺は、地域の人々が安心して暮らせる居住環境を維持するとともに、産業遺産をテーマとした「エコミュージアム」としての街並みの形成を図る拠点。

栗山地域生活拠点

栗山庁舎周辺は、民宿集落を含む周辺の温泉集落の拠点として生活利便施設を維持するとともに、自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図る拠点。

③ 都市マスにおける「地区」

観光レクリエーション地区

自然環境や歴史・文化的な地域資源を活かして、広域的な観光の集客を促進するための魅力向上を図る地区。

産業地区

既存工場を中心に工業の利便性を確保するとともに、周辺の住宅地などへの影響に配慮した土地利用を図る「清滝産業地区」、工業の利便増進をはかるとともに、工業団地としての充実を図る「轟産業地区」、製造業や物流業だけでなく医療や福祉を含む総合的な産業振興を図る「土沢産業地区」、既存工場を中心に工業の利便性を確保する「小代産業地区」。

④ 都市マスにおける「ゾーン」

市街地ゾーン

誰もが快適に暮らせるまちづくりを実現するため、都市機能の集積と公共交通の利便性を向上させ、地区の魅力の維持・向上を図るゾーン。

田園ゾーン

既存の住環境・操業環境は維持しつつも、農林業の振興を図ることを基本として農地などを保全するゾーン。ただし、地区の状況を踏まえ、必要に応じ計画的な都市的土地利用を検討する。

自然環境保全ゾーン

集落などの既存の住環境は維持しつつも、自然環境・景観の保全を図るゾーン。

⑤ 都市マスにおける「軸」

広域交流軸

近隣市町村や主要都市などとの広域的なネットワークを形成するとともに、観光のメインルートとして市域内外の多様で広域的な交流を支える役割を持つ主要な道路や鉄道。

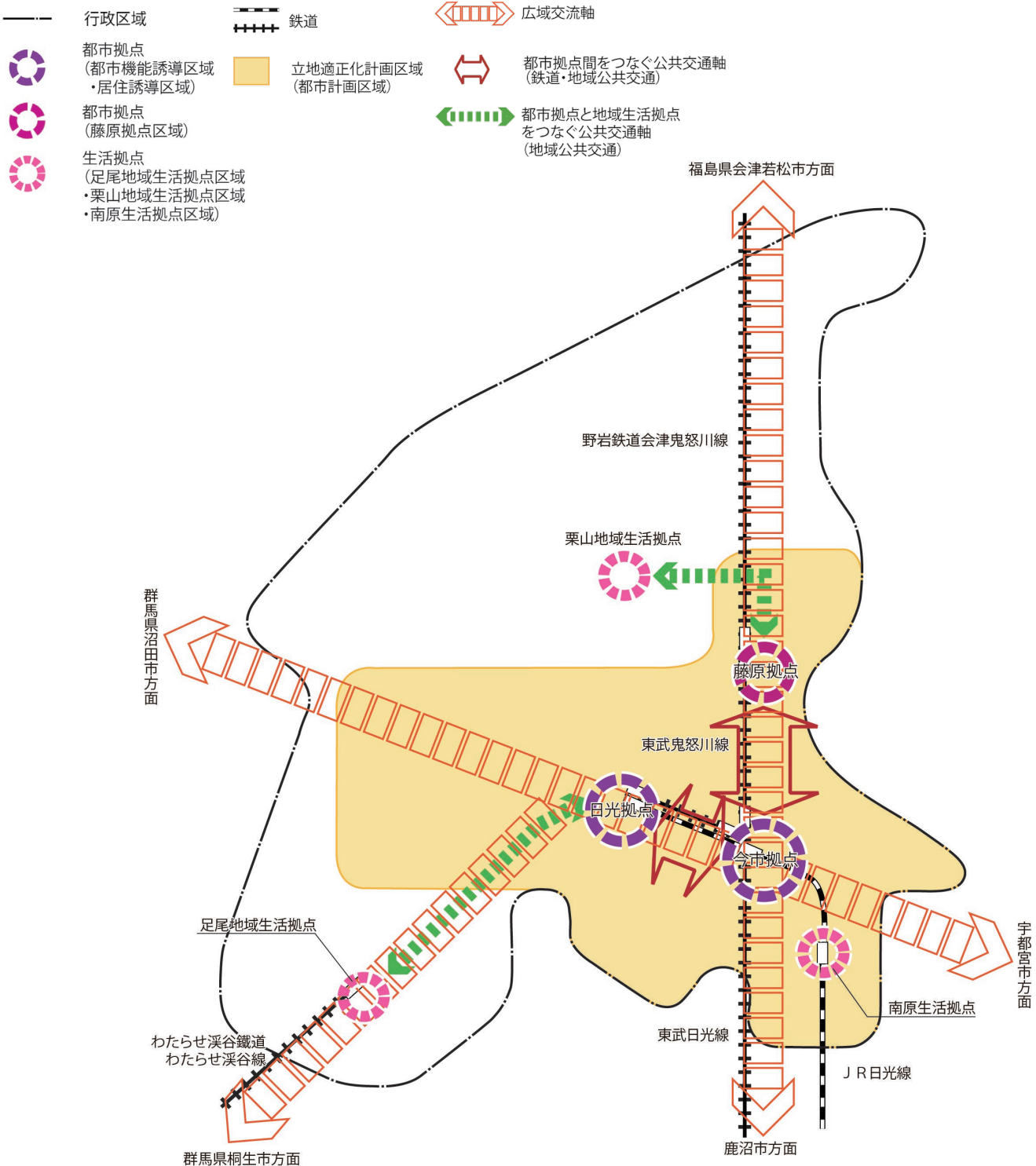
地域間連携軸

広域交流軸を補完し、市域内の各拠点・地区間の連携を支える役割を持つとともに、「災害時における代替経路」として位置付けられる道路。

(2) 本計画における都市の骨格構造

本計画における都市の骨格構造においては、コンパクト・プラス・ネットワークの中心となる拠点（今市・日光・藤原）と軸（鉄道、地域公共交通、道路）を位置付け、そのネットワークにより形成します。

立地適正化計画：都市の骨格構造



① 拠点の設定

都市マスの都市構造における拠点であり、本計画の都市構造の骨格をなす都市拠点、郊外部の生活拠点となる地域生活拠点等について、都市機能及び居住の誘導に向けた拠点形成を図ります。

《今市（都市拠点）》

- ・総合計画及び都市マスと同様に、本計画においても「都市拠点」として位置付けます。
- ・本市の「行政サービス」の拠点として高次の公共・公益施設機能の充実を図るとともに、都市拠点としてふさわしい交流機能、商業、業務、観光、居住空間を確保する本市の要となる拠点としての都市環境づくりを図ります。
- ・用途地域内の各種都市機能の集積を活かし、今市駅・下今市駅・上今市駅・大谷向駅の4駅を核とした拠点形成を図ります。
- ・都市機能や住居などの市街地の密度を高めながらも、安全性や公共交通等による移動の利便性など、暮らしやすさ、快適性・利便性などを確保します。
- ・市街地整備や防災機能向上に向けた取組により、安全な定住環境を確保します。

《日光（都市拠点）》

- ・総合計画及び都市マスと同様に、本計画においても「都市拠点」として位置付けます。
- ・観光的商業地や門前町としての特性を活かした魅力づくり、にぎわいづくりをすることで付加価値を高め、定住へつながる魅力ある拠点づくりを図ります。
- ・定住の場としての安全・快適・便利な生活環境や、地域資源等を活かした交流人口誘導による観光地としてのにぎわい・活力の確保を図ります。
- ・山地・河川等に囲まれた地形的条件から、用途地域においても土砂災害警戒区域等や洪水浸水想定区域の指定が見られるため、安全に暮らせる環境づくりを図ります。

《藤原（都市拠点）》

- ・総合計画及び都市マスと同様に、本計画においても「都市拠点」として位置付けます。
- ・観光的商業地としての特性を活かした魅力づくり、にぎわいづくりをすることで付加価値を高め、定住へつながる魅力ある拠点づくりを図ります。
- ・定住の場としての暮らしやすさに加え、地域資源を活かした観光地としての魅力向上や交流人口によるにぎわい・活力など、付加価値を有する環境づくりを目指します。
- ・山地に囲まれた地形的条件から、用途地域においても土砂災害警戒区域等の指定が見られるため、安全に暮らせる環境づくりを図ります。

《足尾（地域生活拠点）》

- ・都市マスと同様に、本計画においても「地域生活拠点」として位置付けます。
- ・足尾庁舎周辺は地域の人々が安心して暮らすことのできる居住環境を維持するとともに、産業遺産をテーマとした「エコミュージアム」としての街並みの形成を図ります。
- ・山地に囲まれた地形的条件から、土砂災害警戒区域等の指定が見られるため、安全に暮らせる環境づくりを図ります。

《栗山（地域生活拠点）》

- ・都市マスと同様に、本計画においても「地域生活拠点」として位置付けます。
- ・栗山庁舎周辺は民宿集落を含む周辺の温泉集落の拠点として生活利便機能を維持するとともに、自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図ります。
- ・山地・河川等に囲まれた地形的条件から、土砂災害警戒区域等や洪水浸水想定区域の指定が見られるため、安全に暮らせる環境づくりを図ります。

《南原（生活拠点）》

- ・本計画において「生活拠点」として位置付けます。
- ・JR下野大沢駅周辺の地区は、現在の住環境を維持しつつ、今市拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点形成を図ります。
- ・すでに良好な居住環境が整っている地区であることから、無秩序な開発の進行への対応など居住環境の保全を図ります。

② 軸の設定

鉄道 JR日光線、東武日光線・東武鬼怒川線、野岩鉄道会津鬼怒川線による各拠点間の連携を図ります。

地域公共交通 バス・デマンド交通により各拠点間の連携を図ります。

道路 バス・デマンド交通の運行や自動車による移動の基盤である道路についても軸として位置付け、3拠点間のネットワーク軸となる国道119号、国道120号、国道121号や、都市拠点や地域生活拠点を結ぶ幹線道路等による連携を図ります。

①+②

③ 拠点+軸による骨格の形成

- ・日常的な買い物や通院などは身近な拠点で行い、不足する機能は必要に応じて他の拠点で補完するなど、市内で安心して快適な暮らしができるまちを実現するため、軸による移動手段を確保します。
- ・拠点間や拠点内をネットワークする軸としては鉄道、バス・デマンド交通による公共交通を中心とします。道路についても軸として位置付け、拠点間の連携を図ります。

4 誘導区域人口の目標値

(1) 本市の将来推計人口

本市の人口は令和2（2020）年で77,661人であり、年々減少している状況です。

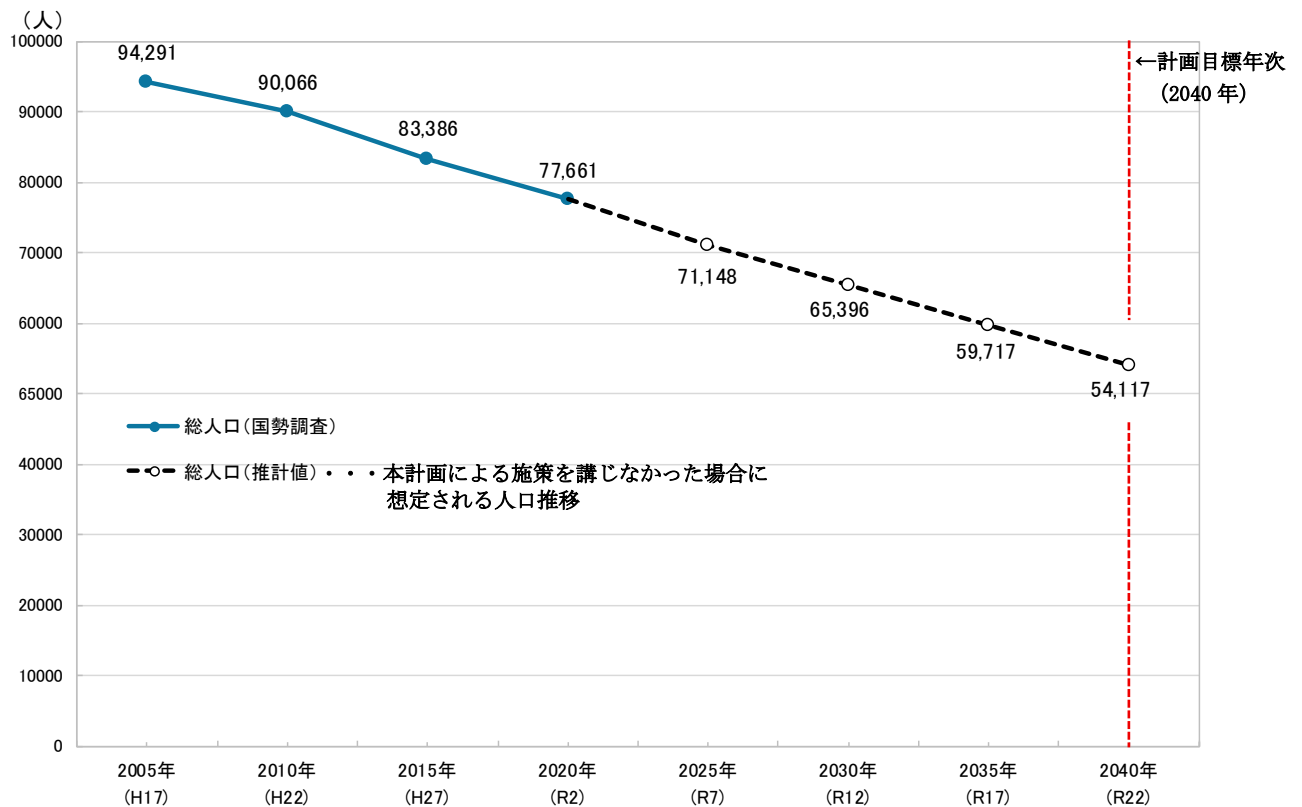
人口減少は今後も続き、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計では、本計画の目標年である令和22（2040）年時点で54,117人となる見込みであり、令和2（2020）年から30.3%減少することが予想されています。

【将来推計人口】

(人)

	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年
総人口(国勢調査)	94,291	90,066	83,386	77,661				
総人口(推計値)					71,148	65,396	59,717	54,117
人口増減率(令和2年比)					-8.4%	-15.8%	-23.1%	-30.3%

*出典：令和2年国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所



(2) 誘導区域人口の目標値

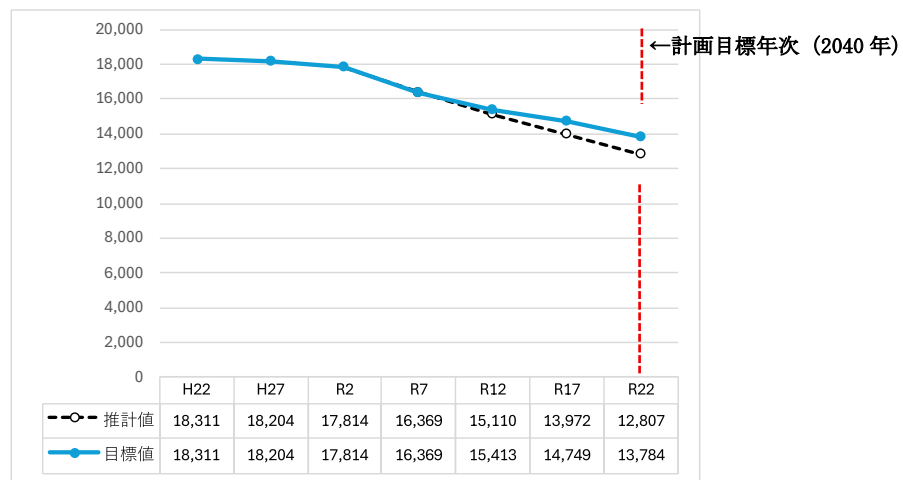
本市の人口減少が今後も見込まれるなか、本計画の運用により居住誘導区域内の生活環境の維持・向上に取り組み、市外への人口流出を抑え、居住の誘導を図ります。

居住誘導区域内人口の目標値は、日光市総合計画で掲げられている目標人口の考え方を踏襲し、人口減少幅を縮減することを目標とします。

① 今市（都市拠点）

周辺に生活サービス施設の立地が見られ、それぞれが徒歩圏で結ばれている「今市駅・下今市駅・上今市駅・大谷向駅」を中心としたエリアにおいて令和 22（2040）年：13,784 人の人口確保を目指します。

【今市 誘導区域人口の目標値】

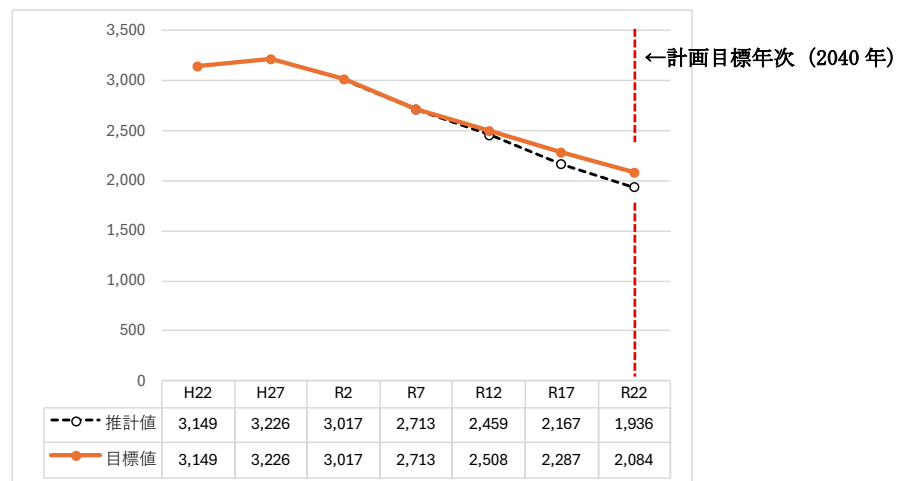


* 目標値の算出方法は参考編を参照。

② 日光（都市拠点）

門前町としての都市構造を活かした都市機能が集積し、観光の拠点となっている日光駅・東武日光駅周辺、東町地区、西町地区において令和 22（2040）年：2,084 人の人口確保を目指します。

【日光 誘導区域人口の目標値】



* 目標値の算出方法は参考編を参照。

